

港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における ETC システム利用規程実施細則

令和 6 年 3 月 1 日

港神第 2265 号港湾局長決裁

（目的）

第 1 条 この実施細則は、港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における ETC システム利用規程に基づき、ETC システムの利用に関して必要な事項を定めたものである。

（実施細則の準用）

第 2 条 港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）における ETC システムの利用にあたっては、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定める ETC システム利用規程実施細則（令和 5 年 12 月 19 日）（以下「ETC システム利用規程実施細則」という。）を準用するものとする。ただし、ETC システム利用規程実施細則第 5 条については表中欄に掲げる「場合」に該当する場合のみ準用するものとする。また、ETC システム利用規程実施細則が改定されたときは、改定されたものを適用する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。